

太陽光発電設備を設置された方へ 《固定資産税（償却資産）のお知らせ》

太陽光発電設備は償却資産に該当し、固定資産税の課税の対象となる場合があります。
下記『1. 太陽光発電設備の課税対象』及び『2. 太陽光発電設備の固定資産課税区分』
を参考に、所有されている太陽光発電設備の設置状況をご確認ください。

課税の対象となる場合は、地方税法第383条の規定により毎年1月1日現在の資産状況を、資産の所在する市町村長に1月31日までに申告していただくことになっています。

1. 太陽光発電設備の課税対象

設置者		総出力10kW以上	総出力10kW未満
個人	住宅用	課税対象	非課税（申告不要）
	事業用	課税対象	
法人		課税対象	

2. 太陽光発電設備の固定資産課税区分

太陽光パネルの設置方法	太陽光発電設備					
	太陽光パネル	架台	接続ユニット	パワーコンディショナー	表示ユニット	電力量計等
家屋に一体の建材（屋根材等）として設置	家屋		償却資産			
架台に乗せて屋根に設置	償却資産					
家屋以外の場所（構築物など）に設置	償却資産					